

○農林水産省
環境省 令第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十七日

農林水産大臣 野村 哲郎

環境大臣 西村 明宏

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象

規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
(用語) 第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。 (飼養等の禁止の適用除外) 第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。 一 十 (略) 十一 第五号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。 十二 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。 十三 (略) 十四 特定外来生物である植物に係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い次のいずれにも該当する運搬をするものであること。 イ 防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分供する施設に運搬すること。 ロ 当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による	(用語) 第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 (飼養等の禁止の適用除外) 第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。 一 十 (略) 十一 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。 十二 地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。 十三 (略) (新設) (新設) (新設)

ハ 野外への逸出を防止するための措置をとっていること。

掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ、公表された次の事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。

(1) 当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。

(2) 当該防除を実施する者

(3) 当該防除の実施日時及び実施場所

十五 特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。

十六 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前二号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限度の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。

イ 当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。

ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。

十七 法第四章の二若しくは法第四章の三の規定に基づく指導、助言、勧告若しくは命令又は環境省、農林水産省若しくは国土交通省の職員の指導（国土交通省の職員の指導にあつては、法第二十四条の七第一項に基づき策定される指針の内容に係るものに限る。）を受けた範囲での任意の協力により、特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等若しくは施設の移動を制限するため又は特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等、土地若しくは施設を消毒し、若

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十四 法第二十四条の二第二項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八・十九 (略)

二十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）以下「鳥獣保護管理法」という。）

第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

二十一・二十二 (略)

二十三 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣保護管理法第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

二十四 病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となつた施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体を、確実かつ適正に飼育することができる者に頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等するものであること（あらかじめ、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養等する当該個体の種類及び数量並びに頒布の相手方の選定方法を届け出たものに限る。）。

二十五 飼養している生物の餌として処分する目的で、特定飼養等施設内において保管していた *Procambarus clarkii*（アメリカザリガニ）の個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管するものであること（あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受ける総数量並びに譲受けの相手方の氏名又は名称を届け出たものに限る。）。

十五・十六 (略)

十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八・十九 (略)

二十 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

(新設)

(新設)

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 三 (略)

四 特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛玩又は観賞(当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。)

五 国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定外来生物(施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。)を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的

六 特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物(施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。)を輸入して愛玩又は観賞する目的

七 (略)

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び連絡先(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先)

二 六 (略)

2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類、申請者が相続人として申請する場合には相続人に該当する旨を証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 9 (略)

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 三 (略)

四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞

(新設)

(新設)

五 (略)

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 六 (略)

2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 9 (略)

10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合に
あつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは
破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者
が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して
六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなけ
ればならない。

一〇三（略）
四 許可に係る飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係
る飼養等をする必要がなくなったとき。

（飼養等の許可の失効）

第十条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに
該当するに至つた場合は、その許可は効力を失う。この場合にお
いて、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに
至つた日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から
三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一〇四（略）
五 許可に係る飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係
る飼養等をする必要がなくなったとき 当該許可を受けていた
者

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる
ものとする。

一〇五（略）

六 第二条第二十四号に該当して飼養等をする者が、施行令附則

第二条第一項又は第二項の規定に基づき法第四条の規定が適用
されない者に対して施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に
掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

（放出等の許可の申請）

第十一条の二 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次

10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合に
あつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは
破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者
が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して
六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなけ
ればならない。

一〇三（略）
（新設）

（飼養等の許可の失効）

第十条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに
該当するに至つた場合は、その許可は効力を失う。この場合にお
いて、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに
至つた日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から
三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一〇四（略）
（新設）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる
ものとする。

一〇五（略）

（新設）

（放出等の許可の申請）

第十一条の二 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次

の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一、三 (略)

四 放出等に係る次に掲げる事項

イ、二 (略)

ホ 放出等しようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意の有無

ヘ (略)

五 (略)

六 放出等に伴い、鳥獣保護管理法その他法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）が必要な場合にあっては、当該許可等の有無

2、7 (略)

(放出等の許可の基準)

第十一条の三 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一、二 (略)

三 放出等しようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意を得ていること。

四、八 (略)

(法第十条第三項及び法第十三条第四項の証明書の様式)

第十二条 法第十条第三項及び法第十三条第四項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

2、 法第十三条第四項（法第十一条第一項の規定による防除に伴い、

法第十三条第一項の規定による調査を行う場合に限る。）並びに法第十七条の三第三項及び法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、地方公共団体の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三の二のとおりとする。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省

の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一、三 (略)

四 放出等に係る次に掲げる事項

イ、二 (略)

ホ 放出等しようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無

ヘ (略)

五 (略)

六 放出等に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律その他法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、その許可等の有無

2、7 (略)

(放出等の許可の基準)

第十一条の三 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一、二 (略)

三 放出等しようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。

四、八 (略)

(法第十条第三項の証明書の様式)

第十二条 法第十条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(新設)

令（令和三年環境省令第二号）別記様式による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の法令の条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、当該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。

3 法第十三条第四項の規定により、同条第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三の三のとおりとする。

4 前項の規定は、法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、法第十七条の三第一項又は法第十七条の五第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式について準用する。

5 第二項及び前項（都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市町村の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

（関係都道府県の意見聴取）

第十四条 主務大臣等は、防除の公示をし、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

2 （略）

（公示事項）

第十五条 法第十一条第二項第五号及び法第十七条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

（防除の公示）

第十六条 法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、法第十七条の二第二項の規定による公示について

（新設）

（新設）

（新設）

（関係都道府県の意見聴取）

第十四条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

2 （略）

（公示事項）

第十五条 法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

（防除の公示）

第十六条 法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、官報に掲載して行うものとする。

（新設）

て準用する。

(防除の公示事項に関する同意)

第十七条 法第十一条第三項の規定による同意を得る場合には、同条第二項各号に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 前項の規定は、法第十七条の二第三項の規定による同意について準用する。

(補償請求書)

第十八条 法第十四条第二項（法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一 三 (略)

第二十條 (略)

2 法第十七条第二項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第二十一条 前条の規定は、法第十七条の二第五項又は法第十七条の四第四項において準用する法第十七条の規定により、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用する。

(防除の確認及び認定の基準)

第二十二条 法第十七条の四第一項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 確認又は認定を受けようとする防除の実施期間が、十年以下であること。

(法第十三条第四項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第四項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(新設)

(補償請求書)

第十八条 法第十四条第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一 三 (略)

第二十條 (略)

(新設)

(新設)

第二十一条 法第十七条第二項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第二十二条 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(新設)

- 二 設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除き、捕獲等を行う区域における静穏を保持すること。
- 三 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- 四 法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。
- 五 防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。
- 六 防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生物による被害状況の調査を行うこと。
- 七 防除実施計画書（第二十三条第二項に規定する防除実施計画書をいう。第十六号において同じ。）の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であつて、逸出防止の措置を講ずることとしているときはこの限りではない。
- 八 捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。
- 九 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は法第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。）であること。
- 十 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）ごとに、見やすい場所に、法に基づく防除のための捕獲に使用されるものである旨、対象とする特定外来生物の種類並びに実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示すること。ただし、

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合は、設置場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。
- 十一 わな等を設置して捕獲等をする場合は、錯誤捕獲の防止の観点から定期的にわな等を巡視すること。
- 十二 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、その場で処分しない場合は、従事者や第三者による個人的な持ち帰り及び野外への放置をせず、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分すること又は第九号に該当する者へ譲渡しをすること。
- 十三 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外来生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減及び効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。
- 十四 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外来生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。
- イ 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。
- ロ 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- ハ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。
- 十五 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること。
- 十六 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。
- 十七 鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第一項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、第一号から前号までの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。
- イ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ロ 〔わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。〕

ハ 〔防除の従事者は、使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法第三十九条第一項に規定する狩猟免許を有する者とする。〕
〔ただし、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができる。〕

ニ 〔鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。〕

ホ 〔空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。〕

ヘ 〔鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十条第三項第十号から第十三号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。〕

ト 〔鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。〕

十八 〔防除の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。〕

〔防除の確認の申請〕

第二十三条 市町村は、法第十七条の四第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 市町村の名称

二・三 〔略〕

四 〔防除の目標〕

五 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔防除の確認の申請〕

第二十三条 地方公共団体は、法第十八条第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二・三 〔略〕

〔新設〕

四 〔略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に当該希少な野生生物に係る捕食性が高い特定外来生物が発見された場合等であつて緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

一（略）

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

四 前三号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準に適合することを示す事項

3 前項ただし書が適用される場合においては、第二十二条第一号中「十年」とあるのは「一年」と読み替えるものとし、第一項に基づき提出する申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載するものとする。

（意見聴取の期間）

第二十三条の二 法第十七条の四第二項及び第十八条第二項に規定する主務省令で定める期間は、二週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不適當であると認められるときは、主務大臣は、二週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

（防除の確認等）

第二十四条 主務大臣は、市町村により提出された第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（同項ただし書の規

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

一（略）

二 防除の目標

三 前二号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他の法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合することを証する情報

（新設）

（新設）

（新設）

（防除の確認等）

第二十四条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（同項ただし書の規

定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第三項の規定により同条第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二條の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載した同条第一項の申請書に限る。）が第二十二條に定める基準に適合していると認めたときは、法第十七條の四第一項の確認をするものとし、確認証を確認の申請者に交付するものとする。

2 前項の確認証の様式は、様式第四によるものとする。

3 防除の確認を受けた者は、第二十三條第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項第三号の期間を延長するときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十五條 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八條第一項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 防除の目標

五 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書に基づく防除を実行する財政的及び人員的能力を有していることを示す事項

四 防除を行う区域内の土地、水面、立木竹及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図った結果

定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第一項の申請書に限る。）が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めたときは、法第十八條第一項の確認をするものとする。

(新設)

2 防除の確認を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十五條 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八條第二項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 (新設)

五 (略)

2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図る

ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

六 前各号に掲げるもののほか、第二十二条各号の規定において定める基準に適合することを示す事項

(防除の認定等)

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が第二十条に定める基準に適合していると認めるときは、法第十八条第一項の認定をするものとし、認定証を認定の申請者に交付するものとする。

2 前項の認定証の様式は、様式第四によるものとする。

3 (略)

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十七条 法第十七条の四第三項前段又は法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十七条の四第三項後段又は法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された市町村の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(移動の制限又は禁止の命令書)

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第二項又は法第二十四条の五第二項の規定により移動の制限又は禁止を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第五による移動の制限又は禁止の命令書を交付しなければならない。

(新設)

(新設)

(防除の認定等)

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が法第十条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第十八条第二項の認定をするものとする。

2 (新設)

(略)

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十七条 法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(新設)

(消毒又は廃棄後の通知)

第二十九条の三 主務大臣は、法第二十四条の二第三項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に對してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第六による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の命令書)

第二十九条の四 主務大臣は、法第二十四条の二第三項又は法第二十四条の五第三項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第六の二による消毒又は廃棄の命令書を交付しなければならない。

(移動の制限又は禁止の命令の基準)

第二十九条の五 法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、次のとおりとする。

一 移動の制限又は禁止の命令の対象は、法第二十四条の二第一項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この号及び次号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。

イ 当該輸入品等又は施設に存在し、付着し、又は混入している生物が、法第二十四条の二第一項に基づく検査の結果、要緊急対処特定外来生物の疑いがあり、同定を要すると認められたものであること。

ロ 当該輸入品等又は施設が同定を完了するまでの間に移動された場合、要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の拡散等により生態系等に係る被害を生じるおそれがあること。

二 移動の制限は、第一号に該当し移動の制限又は禁止の命令の

(消毒又は廃棄後の通知)

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第二項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に對してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第五による証明書を交付しなければならない。

(新設)

(消毒又は廃棄命令書)

第二十九条の三 主務大臣は、法第二十四条の二第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第六による消毒又は廃棄命令書を交付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

対象となる輸入品等又は施設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。

ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、移動を制限する期間を明示すること。

三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 第一号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置きの場所を指定すること。

ロ 必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示すること。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「法第二十四条の二第一項」とあるのは「法第二十四条の五第一項」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の命令の基準)

第二十九条の六 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類のに応じ、可能な限り速やかに、かつ、効果的に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(消毒又は廃棄の基準)

第二十九条の四 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類のに応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の第三一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは「要緊急対処特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

(証明書)

第三十一条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 四 (略)

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（ククチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十号、第十一号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十二号から第十七号まで、第二十五号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十号から第三十二号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 四 (略)

五 法第十一条第一項に規定する権限（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号。以下「令和四年改正法」という。）附

(新設)

(証明書)

第三十一条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 四 (略)

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（ククチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第八号、第九号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十号、第十八号及び第十九号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 四 (略)

五 法第十一条第一項に規定する権限

則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十一条第二項の規定による公示をした同条第一項の規定による防除に係る権限を含む。〕

六 (略)
七 法第十七条の四第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

八 法第十七条の六に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

九 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

十 法第十九条に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十一 法第二十条に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十二 法第二十四条の二第一項から第三項までに規定する権限

十三 法第二十四条の五第一項から第三項までに規定する権限

六 (略)
(新設)

(新設)

七 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限

八 法第十九条に規定する権限

九 法第二十条に規定する権限

十 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する権限
(新設)

十四 法第二十四条の六に規定する権限
 十五 法第二十四条の七第五項から第七項までに規定する権限
 十六 法第二十六条第一項に規定する権限
 十七 法第二十八条の二に規定する権限
 十八 第二条第二十四号及び第二十五号に規定する権限
 十九 (略)
 二十 第七条第二号に規定する権限（届出の受理に係るものに限る。）
 二十一 第八条第二号に規定する権限（届出の受理に係るものに限る。）

二十二、二十四 (略)
 二十五 第二十三条第一項及び第二項に規定する権限
 二十六 第二十三条の二に規定する権限
 二十七 第二十四条第一項及び第三項に規定する権限
 二十八 第二十五条に規定する権限
 二十九 第二十六条第一項及び第三項に規定する権限
 三十 第二十九条の二に規定する権限
 三十一 第二十九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
 三十二 第二十九条の四に規定する権限

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

(新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 十一 (略)
 (新設)

十二 第八条第二号に規定する権限（法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置内容の届出の受理に係るものに限る。）
 十三、十五 (略)
 (新設)
 (新設)
 十六 第二十四条第二項に規定する権限
 (新設)
 十七 第二十六条第二項に規定する権限
 (新設)
 十八 第二十九条の二に規定する権限
 十九 第二十九条の三に規定する権限

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

別表第二 未判定外来生物となる外来生物 (第二十八条関係)

項	種 類 名
	(略)
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種 名
第一 動物界	(略)
二 鳥綱	(略)
ロ すずめ目	(略)
(1) ひよどり科	
1	<i>Pycnonotus</i> 属 (<u>シロガシラ</u> 属) 全種
	(略)
三 爬虫綱	
イ かめ目	
	(略)

別表第二 未判定外来生物となる外来生物 (第二十八条関係)

項	種 類 名
	(略)
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種 名
第一 動物界	(略)
二 鳥綱	(略)
ロ すずめ目	(略)
(1) ひよどり科	
1	<i>Pycnonotus</i> 属 (<u>しろがしら</u> 属) 全種
	(略)
三 爬虫綱	
イ かめ目	
	(略)

<u>(2)</u> <u>ぬまがめ科</u>			
<u>1</u> <u>Trachemys</u> 属 (アカミミガメ属) 全種			
<u>(3)</u> <u>いしがめ科</u>			
(略)			

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)			
項	種	類	名
第一	動物界		
(略)			
二	<u>爬虫綱</u>		
イ	かめ目		
<u>(1)</u> <u>ぬまがめ科</u>			
<u>1</u>	<u>Trachemys scripta</u> (アカミミガメ) が <u>Pseudemys</u> 属 (クーターガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物		
<u>2</u>	<u>Trachemys scripta</u> (アカミミガメ) が <u>Chrysemys</u> 属 (ニシキガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物		
<u>(2)</u> <u>いしがめ科</u>			
(略)			

(新設)			
<u>(2)</u> <u>いしがめ科</u>			
(略)			

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)			
項	種	類	名
第一	動物界		
(略)			
二	<u>爬虫綱</u>		
イ	かめ目		
(新設)			
<u>(1)</u> <u>いしがめ科</u>			
(略)			

様式第一（第四条第四項関係）

殿 主 務 大 臣 印 特定外来生物の飼養等について（許可証） 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号） 第5条の規定に基づき、貴殿の申請について次の通り許可する。 許可の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定外来生物の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼養等の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼養等する数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼養等施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可の有効期間</td> <td></td> </tr> </table>	申請年月日		許可番号		特定外来生物の種類		飼養等の目的		飼養等する数量		飼養等施設		許可の有効期間		第 年 月 日 号
申請年月日															
許可番号															
特定外来生物の種類															
飼養等の目的															
飼養等する数量															
飼養等施設															
許可の有効期間															

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第十二条第一項関係）

（第1面）

第	号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
官 職	写 真	
氏 名		
年	月	日発行
主務大臣		印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第1項	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第2項	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第1項	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第2項	

- （備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第二中「（許可）」を「（許可証）」に改める。
様式第三を次のように改める。

様式第三の二（第十二条第二項関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
都道府県知事（市町村長・区長） 印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第三の次に次の二様式を加える。

様式第三の三（第十二条第三項関係）

(表)	(裏)
第 号 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第4項の規定による身分証明書 下記の者は、法第13条第1項の規定により、調査を委任された者であることを証明する。 写真 事業者名 職名及び氏名 年 月 日発行 年 月 日限り有効 主 務 大 臣 印	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋 （土地への立入り等） 第13条 主務大臣等（第11条第2項第四号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。）は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報（当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が行う第11条第1項の規定による防除に関するものに限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。 2 主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。 3 主務大臣等は、その職員に前2項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第1項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 4 第1項又は第2項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 5 （略）
備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。	

様式第四（第二十四条第二項及び第二十六条第二項関係）

第
年 月 日

号

(市区町村)
殿

主 務 大 臣 印

特定外来生物の防除について（確認・認定）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第17条の 4 第 1 項又は第18条第 1 項の規定に基づき、貴殿の申請について下記のとおり（確認・認定）する。

記

申請年月日	
特定外来生物の種類	
防除の区域	
防除の期間	
防除の目標	
防除の方法	

様式第四を次のように改める。

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第五（第二十九条の二関係）

様式第五を次のように改める。

殿 主 務 大 臣 移動の（制限・禁止）命令書 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第2項又は第24条の5第2項の規定により、下記のとおり要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入した輸入品等若しくは物品等又は施設の移動を（制限・禁止）することを命ずる。 命令の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle; font-weight: bold;">（輸入品等・物品等・施設）の移動の（制限・禁止）を命ずる場合</td> <td style="width: 30%;">積載船（機）名・入港年月日</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>種類・名称・産地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>梱数・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷送人住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷受人住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動を（制限・禁止）すべき理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動を（制限・禁止）すべき期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動を制限する場合に移動が認められる区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> </tr> </table>	（輸入品等・物品等・施設）の移動の（制限・禁止）を命ずる場合	積載船（機）名・入港年月日		種類・名称・産地		梱数・数量		荷送人住所氏名		荷受人住所氏名		移動を（制限・禁止）すべき理由			移動を（制限・禁止）すべき期間			移動を制限する場合に移動が認められる区域			移動の条件			その他			第 年 月 日 号
（輸入品等・物品等・施設）の移動の（制限・禁止）を命ずる場合		積載船（機）名・入港年月日																									
		種類・名称・産地																									
		梱数・数量																									
		荷送人住所氏名																									
	荷受人住所氏名																										
移動を（制限・禁止）すべき理由																											
移動を（制限・禁止）すべき期間																											
移動を制限する場合に移動が認められる区域																											
移動の条件																											
その他																											

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第六（第二十九条の三関係）

	第 年	月	号 日																							
殿 主 務 大 臣 （消毒・廃棄）証明書 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第3項又は第24条の5第3項の規定により（消毒・廃棄）したことを証明する。 （消毒・廃棄）の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">（輸入品等・物品等）の（消毒・廃棄）を行う場合</td> <td style="width: 20%;">積載船（機）名・入港年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類・名称・産地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>梱数・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷送人住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷受人住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">（土地・施設）の（消毒・廃棄）を行う場合</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">（消毒・廃棄）の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（消毒・廃棄）の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（消毒・廃棄）の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（消毒・廃棄）の方法</td> <td></td> </tr> </table>				（輸入品等・物品等）の（消毒・廃棄）を行う場合	積載船（機）名・入港年月日		種類・名称・産地		梱数・数量		荷送人住所氏名		荷受人住所氏名		（土地・施設）の（消毒・廃棄）を行う場合	（消毒・廃棄）の場所		（消毒・廃棄）の年月日			（消毒・廃棄）の理由			（消毒・廃棄）の方法		
（輸入品等・物品等）の（消毒・廃棄）を行う場合	積載船（機）名・入港年月日																									
	種類・名称・産地																									
	梱数・数量																									
	荷送人住所氏名																									
	荷受人住所氏名																									
（土地・施設）の（消毒・廃棄）を行う場合	（消毒・廃棄）の場所																									
（消毒・廃棄）の年月日																										
（消毒・廃棄）の理由																										
（消毒・廃棄）の方法																										

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第六を次のように改める。

様式第六の二（第二十九条の四関係）

		第 年	月	号 日
殿				
主 務 大 臣				
(消毒・廃棄) 命令書				
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第3項又は第24条の5第3項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。				
命令の概要				
(輸入品等・物品等)の(消毒・廃棄)を命ずる場合	積載船(機)名・入港年月日			
	種類・名称・産地			
	梱数・数量			
	荷送人住所氏名			
	荷受人住所氏名			
(土地・施設)の(消毒・廃棄)を命ずる場合	(消毒・廃棄)の場所			
(消毒・廃棄)すべき理由				
(消毒・廃棄)すべき期限				
(消毒・廃棄)の場所及び方法				
その他				

様式第六の次に次の一様式を加える。

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第七（第三十三条関係）
（表）

第 号 この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である 写真 官職及び氏名 年 月 日発行 主 務 大 臣 印	

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋 （取締りに従事する職員） 第26条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第9条の3第1項、第10条第1項若しくは第2項、第24条の2第1項から第3項まで、第24条の5第1項から第3項まで又は第24条の6に規定する権限の一部を行わせることができる。 2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 （略） 第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第10条第1項、第24条の6又は第24条の7第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 三 第24条の2第1項又は第24条の5第1項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
--

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。

様式第七を次のように改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二十四号及び第二十五号、第三条第五号及び第六号、第十一条第六号、別表第三並びに別表第四の改正規定は令和五年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。